

1. 件名

三菱原子燃料(株)における設計及び工事の計画の認可申請書の記載の仕方等に関する面談

2. 日時

令和6年1月11日(木) 14時00分～15時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、武田安全審査官、青木安全審査専門職、

鈴木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他8名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社(以下「三菱原子燃料」という。)から、申請を予定している設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)の認可申請書の記載の仕方等について相談があった。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・ 次回の設工認の申請書の記載の仕方については、既認可の設備を更新するものであることや新規基準に対応した一連の許認可処分が終了していることから、既認可申請書と同様の形式にて申請しても差し支えない。
- ・ 設備の型番など、既認可申請書の本文記載において適合性の確認の観点から不要な記載がある場合、今後の申請において記載を適正化することは差し支えない。
- ・ 今後、記載の仕方等について何らかの懸念事項がある場合には、必要に応じて相談すること。

○三菱原子燃料から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

なし

以上